0501-03

一般社団法人日本原子力学会

原子力学会異常事象解説チーム（チーム110）規約

平成28年4月27日　第3回広報情報委員会承認

（目的）

第１条　広報情報委員会規程（0501）第４条に基づき設置される原子力学会異常事象解説チーム（以下，「チーム110」という）の役割と実施について定めることを目的とする。

（任務）

第２条　チーム110構成員は，第１条の目的を達成するために，次の各号に掲げる活動をおこなう。

（１）原子力施設における異常事象について，自治体，報道機関からの求めに応じ，科学的でかつわかりやすい解説をする。

（２）この目的のために以下の活動にも参加する。

　　a）原子力安全部会等と連携して本活動の支援者，後継者を確保・育成する。

　　b）必要に応じて広報情報委員会の用意する研修等に参加し，コミュニケーション技術を向上する。

２　活動方針を別に定める。

３ チーム110は，適宜活動状況・問題点を広報情報委員会に報告し，同委員会の指示・助言を得て，活動体制の改善に努める。

（組織）

第３条　チーム110は，解説担当者をもって組織する。解説担当者数は50名程度とする。

（主査）

第４条　主査は，解説担当者間の互選とする。

２　主査は必要に応じて委員会を招集し，活動を総括する。

（事務局）

第５条　事務局は広報情報委員会があたる。

（解説担当者）

第６条　解説担当者は広報情報委員長が必要と認めた者とする。解説担当者は会員であって，かつ，国や原子力事業者から独立した立場にある学識経験者とする。

（任期）

第７条　解説担当者の任期は原則として2年間とする。ただし，再任は妨げない。

（改定）

第８条　本規約の改定は，広報情報委員会が決定し，理事会に報告するものとする。

（その他）

第９条　本規約に定めるもののほか，チーム110の運営に関し必要な事項は，チーム110の定めるところによる。

附則

１　平成22年5月28日　第509回理事会制定　同日施行

２　改定履歴

1. 平成24年9月14日　第11回理事会承認
2. 平成26年5月26日　第2回広報情報委員会起案，平成26年5月28日　第7回理事会承認
3. 平成28年4月27日　第3回広報情報委員会承認，平成28年5月24日　第8回理事会報告

附則

１　平成26年5月28日改定の規約は，理事会承認の日から施行する。

２　平成28年4月27日承認の規約は，広報情報委員会承認の日から施行する。